

## 実証実験モニター募集要領

### 1. 調査・検討業務の目的

本業務は、建設業における ICT やデータを活用した施工管理の更なる効率化・省人化により、新型コロナウイルス等の感染リスクを低減するため、ICT 企業のノウハウを活用しつつ、建設技能者の処遇改善及び効率的な現場管理に関する仕組みの情報を活用して、建設業の DX (デジタルトランスフォーメーション) を進める環境整備を行うものである。

### 2. 実証実験の目的

- ①カードリーダー以外での現場入場登録手法の実効性の実証
- ②技能者・事業者の CCUS 登録メリットの実証
- ③CCUS サービス提供の一つとして実証実験で利用する入退場システムの実装可否

### 3. モニターのターゲット

下記いずれかの要件に該当する者であること。

- ①CCUS 登録済みの元請事業者で、CCUS の就業履歴蓄積の活用がされていない企業
- ②CCUS 未登録だが、現在 CCUS 登録申請済みである企業
- ③その他、CCUS 未登録であるが、CCUS に興味のある (今後登録予定含む) 企業

### 4. 募集数

全国で元請 100 社程度

※一定数を満たした時点で打ち切り

### 5. 募集期間

令和 2 年 10 月 26 日 (月) ~ 令和 2 年 11 月 30 日 (月) まで

### 6. 応募方法

国土交通省モニター募集ページや CCUSHP のトピックスに掲載しているページにアクセスして「モニター新規応募申込フォーム」に必要事項を入力の上、11月30日(月)までに応募してください。

※ご応募いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法律に従い適正に取り扱います。

### 7. 応募資格

本実証実験においてデジタル対応が苦手な事業者で CCUS に登録するとともに、カードリーダー以外での現場入退場登録方法に賛同していただける日本国内の建設業者

## 8. モニターの選考・委嘱

(1) 選考結果は、令和2年11月下旬～令和2年12月初旬までに応募企業の担当者様に直接お知らせいたします。なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) モニターの委嘱は、「(別表) モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。委嘱期間は、委嘱の日から令和3年3月23日までです。

## 9. モニターの内容

モニターには、次の事項を行っていただきます。

### ①CCUS への登録対応

- ・事業者登録（自社だけでなく、協力会社含む）
- ・各下請事業者に所属する技能者情報の登録
- ・現場情報登録（施工体制登録及び作業員名簿登録含む）

※上記情報について、既に対応しているものについては、再登録不要

### ②本実証実験で提供するアプリの利用（アプリ内の情報登録含む）

### ③現場に参加する技能者への現場入退場登録の推進

### ④CCUS 登録メリットアンケート対応

### ⑤モニター期間中の定例状況報告及び最終報告の提出

### ⑥その他ご意見・ご要望を「随時意見」として提出（任意）

## 10. モニターへの費用補助

モニターに対して、全てのアンケート調査・課題が終了した後、回答の実績に応じて1現場当たり1万円を上限に費用補助を行います。

また、費用補助については、銀行口座への振込のみでの支払いとさせていただきますのでご了承ください。

## 11. 個人情報への取り扱い

モニターへの応募やモニターとしての活動を通じて、ご提供いただいた個人情報については、本モニターの必要な範囲内でのみ利用します。また、その監理や利用にあたっては個人情報保護に関する法律に従い取り扱いには細心の注意を払います。

## 12. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 電話 03-5253-8111（内線 24856、24857）

(別表 1)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 遵守事項

- ①委嘱期間に事業者の内容（担当者 等）に変更があった場合は速やかに届け出ること。
  - ②以下の情報について、他のモニター又は第三者に通知しないこと。
    - ・ 自社及び各下請事業者の事業者 ID 及びパスワード
    - ・ 自社及び各下請事業者に所属する各技能者 ID 及びパスワード、その他個人情報
    - ・ 現場情報（特に現場が特定されるような情報）
  - ③上記②に該当する情報の ID 及びパスワード等を使用しないこと。
  - ④上記②、③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
  - ⑤他のモニターが上記②、③に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
  - ⑥上記①～⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を補償すること。
2. 上記 1 に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。